

3 多様な大都市制度の早期実現

国家戦略として多極分散型社会の実現を目指し、次期地方制度調査会に特別市の法制化を含めた大都市制度の調査審議を諮問し、国・道府県・大都市の役割分担を含めた地方自治制度のあり方について議論を進め、地域の実情に応じた多様な大都市制度を早期に実現すること。

【要請の背景】

急速に人口減少等が進む時代の危機を乗り越え、我が国がさらなる成長を実現するためには、大都市が持つ豊富な地域資源を最大限に活用し、地域や圏域の状況に応じ、大都市が中心となって圏域全体の活性化を促す必要がある。

また、今後も地方自治体が行政サービスを安定的に提供し続けるためには、これまでの発想を転換し、長年にわたる画一的な都道府県と市町村による二層制からの脱却等、効率的かつ効果的な地方行政体制を確立しなければならない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域や圏域で果たす役割等、それぞれが異なる特性を有している。各指定都市がその役割を最大限に果たすためには、道府県からの事務・権限・税財源の移譲を積極的に進めることはもとより、地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、指定都市制度、特別区設置制度以外の新たな大都市制度である特別市を早期に法制化することが必要である。

ついては、国家戦略として多極分散型社会の実現を目指し、総務省に設置された「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」における特別市をはじめとする大都市制度等の議論を次期地方制度調査会の調査審議に繋げ、特別市の法制化に向けた議論を加速させることにより、多様な大都市制度を早期に実現すべきである。

